

令和8年度ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助委託業務 仕様書

第1 基本事項

1 目的

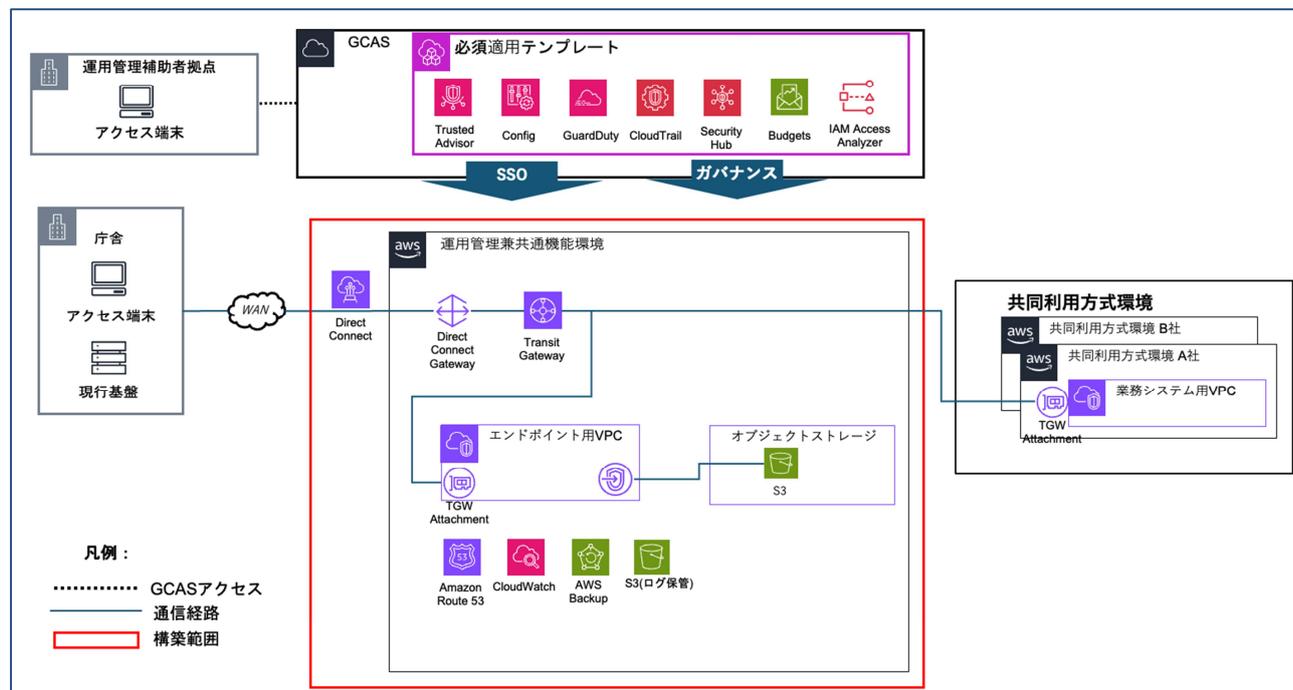
高知県は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）に基づき、国の策定する標準仕様書に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）への移行を進めている。本業務委託は、デジタル庁が地方公共団体に提供するガバメントクラウドのクラウドサービス（デジタル庁が定める「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」（以下「利用説明書」という。）に記載するところによる。）を高知県が利用し、運用管理補助業務として移行後の安定稼働を確保し、継続的な改善を実施することを目的とする。

2 事業概要

- (1) ガバメントクラウドを利用するシステムに関する構築業務
- (2) ガバメントクラウド運用管理補助業務
- (3) その他上記業務に付随・関連する業務

なお、本システムの概要は「図1 本業務の作業範囲」に示すとおりである。

図1



運用保守範囲は、赤枠部分です。境界部分は、接続回線であるLGCSとの接続ならびにASP領域との接続(TGW/PrivateLink)です。境界部分の接続障害等は、関連各社と連携しながら対応してください。

3 構築したクラウドインフラを利用するシステム

業務	システム	環境	移行年度
生活保護	生活保護システム	共同利用	令和6年度移行済み
生活保護	レセプト管理システム	共同利用	令和7年度移行済み
児童扶養手当	児童扶養手当システム	未定	令和8年度以降

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第2 業務内容

CSPとしてAmazon Web Service（以下「AWS」という。）の利用を想定しており、本仕様書はAWSを前提としている。

2 運用管理補助業務

運用保守に関する受付時間は、土日・祝日を除く平日の午前8時半～午後5時15分とする。

具体的な作業の内容については以下のとおりとする。

- (1) 令和8年度以降に、新たにガバメントクラウド上に構築を予定している児童扶養手当システムに関して、令和8年度中に対応が必要な場合は、庁内ネットワークと接続できるよう対応を行うこと。
- (2) システム監視ガバメントクラウド領域全体を監視し、アラートが出た場合に対応すること。
- (3) 稼働状況の確認ガバメントクラウド領域全体のシステム稼働状況やアラート状況等を管理し、簡易レポートにまとめて月次で報告すること。
また、即時対応が必要なアラートが発生した場合は、必要な対応を行うこと。
- (4) コスト管理
各AWSアカウントでAWS利用料が一定の金額を超えた場合に指定のメールアドレスに通知すること。
- (5) 脆弱性管理
ガバメントクラウド領域全体に対して、悪意のある操作や不正な動作を検知した場合、ログを調査し、潜在的なセキュリティ問題や不信なアクティビティを分析すること。
分析が必要なアラートについて確認を行い、対応策を提示すること。
- (6) ログ管理
ガバメントクラウド領域の証跡管理や構成管理等のログを集約して保管すること。
- (7) 必須適用テンプレートの変更
デジタル庁からテンプレートの変更があった場合は、速やかに変更されたテンプレートを適用すること。
- (8) 障害発生時には、原因を切り分けた後、高知県、ASP事業者等の関係者への情報共有を速やかに行うこと。
- (9) 必要に応じて各ASP領域との責任分界点、留意事項等に関する説明を高知県に実施し、ASP事業者に対する説明資料を作成すること。

- (10) ASP 事業者が疎通テスト等を実施する場合、協力すること。
- (11) 国からの通知、マニュアル等の資料を読み解き、必要な対応について支援すること。
- (12) 定例報告を行い、発報されたセキュリティアラート・コスト・構成の見直しに関して情報提供を行うこと。定例報告はメールでの提供でも構わない。
ただし、会議体での報告が必要と判断した場合は、会議体での報告を実施すること。
- (13) その他、運用管理補助業務上必要な作業等を行うこと。

第4 その他

その他本業務委託にかかる要件については、下記のとおりとする。

- (1) 本業務はマイナンバーカードを所持する者が従事すること。
- (2) 本業務に従事するプロジェクトメンバーに関し、次の要件を全て満たすこと。
 - ア 官公庁及び各種法人等において、AWS の構築・運用の業務に従事した経験が2年以上ある者を含むこと。
 - イ ネットワーク、セキュリティ、情報インフラ構築に関する知識を有し構築経験が5年以上ある者を含むこと。
- (3) ガバメントクラウド内のクラウドサービスを利用するために発生するクラウド利用料は、高知県にて負担する。
- (4) 本業務委託の前提となるガバメントクラウドに関するデジタル庁・CSP 間の契約又はデジタル庁・高知県間の契約が終了した場合、本業務委託も終了する。この場合は別途協議の上、高知県は、委託業者に対し、終了までの稼働に応じた委託料を支払う。
- (5) 受注者は運用管理に必要となるガバメントクラウド個別領域の本番アカウント（ネットワーク管理）の利用権限が付与される。ガバメントクラウドの制限により各環境への接続時には多要素認証（以下「MFA」という。）が必須であり、本番環境及び本番相当環境のアカウントにアクセスする場合は、そのMFAはハードウェアデバイスを用いたものでなければならない。
また、必要に応じて、ハードウェアMFAデバイスの貸与が可能である。
CEPライセンス（旧BCEライセンス）の調達が必要となる場合は事前に協議を行うこと。
- (6) その他本仕様書に記載されていない事項は、別途協議するものとする。

第5 セキュリティ

本業務の遂行に当たり、「個人情報等取扱特記事項」及び「高知県情報セキュリティポリシー」並びに関係法令等を遵守すること。

第6 委託業務の成果品

1 成果物の内容

以下の成果品を納めること。なお、納品形態及び期限については、高知県と受託者で協議の上、決定する。また、高知県との協議により必要と判断された成果物が生じた際には、別途提出すること。

(1) 各種会議資料・議事録

打合せ（臨時の打合せ、各業務主管課・ベンダへのヒアリングを含む）の議事録を開催後1週間以内に受託者において作成・提出し、高知県に内容の承認を得ること。

(2) 運用実績報告書（業務実績報告書） ※報告書には、作業工数を明記すること。

2 納品場所

高知市本町四丁目 1 番 16 号 高知電気ビル別館 7 階

高知県総合企画部デジタル政策課

電子メールアドレス 080501@ken.pref.kochi.lg.jp